

## 届出の方法

### ① 届出を要する行為

宮前町1丁目西地区の地区計画区域内で下表の行為を行う場合には、事前に市長への「届出」が必要になります。「届出」は、工事着手の30日前かつ建築確認申請の時までに行ってください。(届出を行わなかった場合には罰則があります。)

なお、下表のような行為を行おうとする場合は、あらかじめ市にご相談下さい。

届出を必要とする行為	届出が必要な区域	建築確認申請
1. 土地の区画形質の変更 切土・盛土、道路・宅地の造成、敷地の分割など（開発許可が必要な場合を除く）	地区整備計画区域内全域	×
2. 建築物の建築、工作物の建設 建築物の建築・増改築・移転、広告塔などの工作物の建設・門扉及び擁壁の築造など	地区整備計画において、「用途の制限」が定められている区域	○
3. 建築物等の用途の変更	地区整備計画において、「用途の制限」が定められている区域	○
4. 建築物等の形態・色彩・意匠の変更 建築物の色彩の変更、看板の設置・取替など	地区整備計画において、「形態・色彩・意匠の制限」が定められている区域	×

※上記以外にも「垣又はさく（生垣・フェンス等）」を設置する場合についても届出が必要となります。

### ② 罰則

都市計画による届出を行わなかったり、虚偽の届出等を行った場合、罰金の規定の適用を受けることになります。

### ③ 届出窓口

届出窓口は所在する土地の地域によって異なります。

○西区、北区、大宮区、見沼区 岩槻区の場合

  北部都市・公園管理事務所 管理課

  (tel : 048-646-3178 大宮区役所6階)

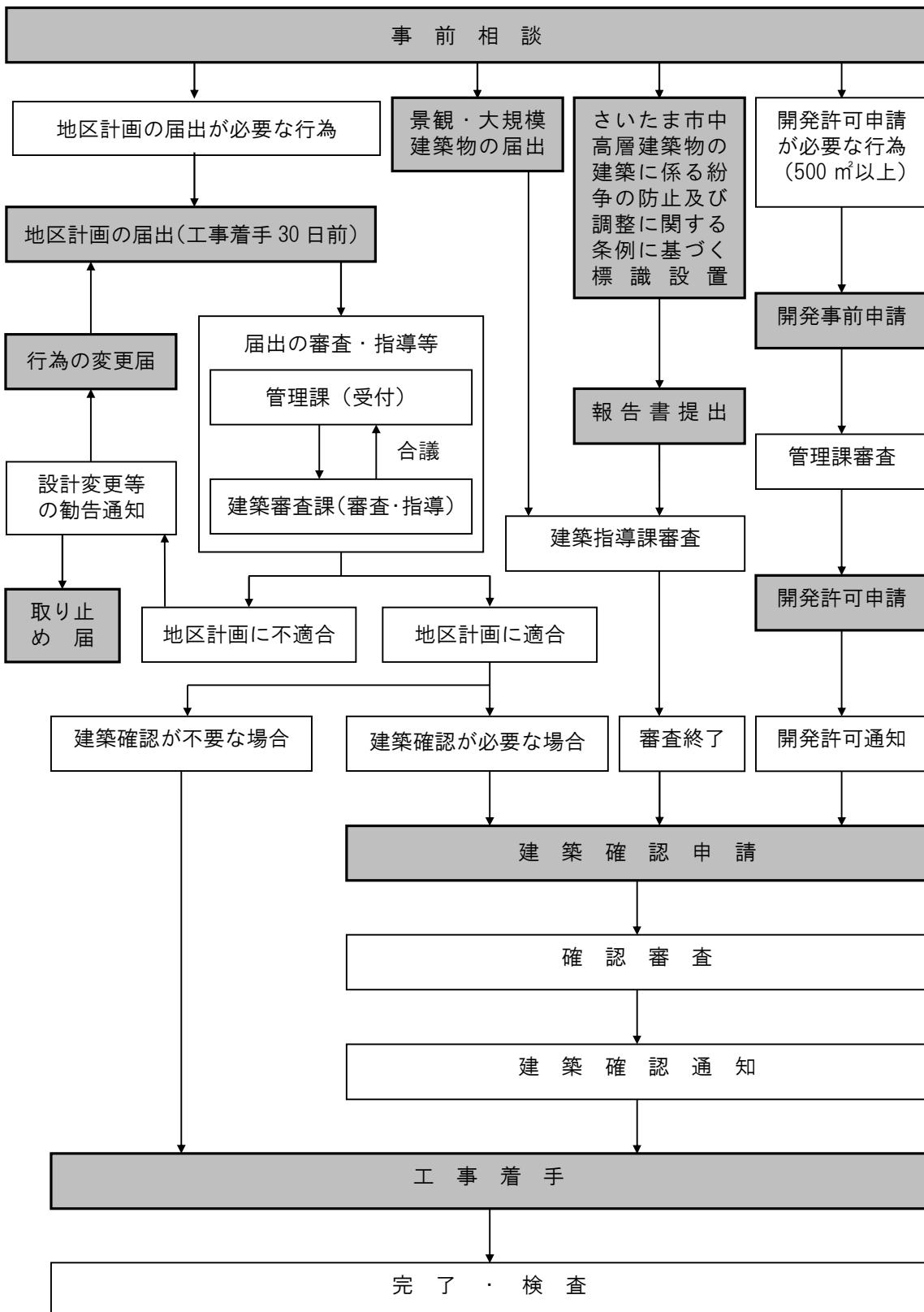
○中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の場合

  南部都市・公園管理事務所 管理課

  (tel : 048-840-6178 中央区役所本館3階)

## 届出の方法

### ④ 届出から工事着手まで



建築主が行う行為

## 届出の方法

---

### ⑤ 届出に必要な書類

#### さいたま市地区計画の区域内における行為の届出に必要な書類

##### 1. 地区計画の区域内における行為の届出書

正 本 1 部

副 本 1 部（本人届出者用）

##### 2. 添付書類

①案内図…行為の場所を赤線で区域表示したもの

②公 図…行為の場所を赤線で区域表示したもの

（区画整理事業中の場合は仮換地証明書・仮換地図等の写し）

③配置図…敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面（縮尺 1／100以上）

・壁面後退の位置を赤線で明示してください。

・敷地面積を記載してください。

・増改築の場合、既存の建築物又は工作物については、既存と表示し、面積を記載してください。

④平面図…建築物にあっては各階平面図（縮尺 1／100以上）

・壁面後退の位置を赤線で明示してください。

・1階部分の用途を、1階平面図に記載してください。

・建築面積、延床面積を記載してください。

⑤立面図…二面以上の立面図（縮尺 1／100以上）

・外壁の色彩を表示してください。

・壁面後退の位置を赤線で明示してください。

・壁面後退部分の道路とのすり付け詳細図（断面図）を記載してください。

・北側斜線を記載してください。

⑥断面図…二面以上の断面図（縮尺 1／100以上）※軒の高さが定められている場合

⑦外構図…垣・さく等の詳細図

・平面図（配置図に記載可）、立面図、断面図を記載してください。

⑧委任状…代理者が届出を行う場合

⑨その他…市長が必要と認める図書

・求積図…最低敷地面積が定められている場合

・謄本の写し…敷地が地区計画で定められた最低敷地面積以下の場合

#### ○変更届について

届出事項を変更する場合には、変更部分に係る行為に着手する日の30日前までに変更届を提出してください。変更届を提出する際には、変更前の適合通知書と変更に係る図面を添付してください。

※届出書および変更届の様式は、所管の都市・公園管理事務所管理課にて用意してありますので、その様式を使用してください。

# 正 地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

さいたま市長

届出者	住所
	氏名
	印
	電話( ) —

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

①土地の区画形質の変更  
 ②建築物の建築又は工作物の建設  
 ③建築物等の用途の変更  
 ④建築物等の形態又は意匠の変更  
 ⑤木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

1	行為の場所	さいたま市 区			
2	行為の着手予定日	令和 年 月 日			
3	行為の完了予定日	令和 年 月 日			
4 設計又は施行方法	①	土地の区画形質の変更	区域の面積 m <sup>2</sup>		
	建築物の建築又は工作物の建設	イ 行為の種別	(建築物の建築・工作物の建設)(新築・改築・増築・移転)		
		(i) 敷地面積	届出部分	届出以外の部分	合 計
		(ii) 建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		(iii) 延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
		(iv) 高さ	地盤面から	m	
		(v) 主要用途			
		1階の用途			
		(vi) 基礎又はさくの構造	(有・無), 構造		高さ m
	(vii) 建築物の建ぺい率/容積率	%		%	
③	建築物等の用途の変更	イ変更部分の延べ面積 m <sup>2</sup>	ロ変更前の用途	ハ変更後の用途	
④	建築物等の形態又は意匠の変更内容				
⑤	木竹の伐採面積	m <sup>2</sup>			

## 備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、1つの届出書によることができる。
- 代理者の場合は委任状を添付のこと。

〔代理人の連絡先〕

住所
氏名
電話

## 届出の方法

副

### 地区計画の区域内における行為の届出書

令和 年 月 日

さいたま市長

届出者 住所

氏名 印

電話( ) —

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、

- ①土地の区画形質の変更
- ②建築物の建築又は工作物の建設
- ③建築物等の用途の変更
- ④建築物等の形態又は意匠の変更
- ⑤木竹の伐採

について、下記により届け出ます。

記

1	行為の場所	さいたま市 区				
2	行為の着手予定日	令和 年 月 日				
3	行為の完了予定日	令和 年 月 日				
4 設計又は施行方法	① 建築物の建築又は工作物の建設	① 土地の区画形質の変更	区域の面積 m <sup>2</sup>			
		イ 行為の種別 口 設計の概要	(建築物の建築・工作物の建設)(新築・改築・増築・移転)			
			(i) 敷地面積	届出部分	届出以外の部分	合 計
			(ii) 建築又は建設面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			(iii) 延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
			(iv) 高さ	地盤面から	m	
			(v) 主要用途			
	1階の用途					
	(vi) 垣又はさくの構造	(有・無), 構造		高さ m		
(vii) 建築物の建ぺい率/容積率	% /		%			
③ 建築物等の用途の変更	イ変更部分の延べ面積	口変更前の用途	ハ変更後の用途			
	m <sup>2</sup>					
④ 建築物等の形態又は意匠の変更内容						
⑤ 木竹の伐採面積				m <sup>2</sup>		

#### 備考

- 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 建築物等の用途の変更について変更部分が二以上あるときは、各部分ごとに記載すること。
- 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載すること。
- 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、1つの届出書によることができる。
- 代理者の場合は委任状を添付のこと。

[代理人の連絡先]

住所

氏名

電話

## 行為の取止届出書

令和 年 月 日

さいたま市長

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話( ) — \_\_\_\_\_

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき届出を行った下記の行為について、取止めましたので届け出ます。

記

1	行為の場所	さいたま市
2	適合通知 年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号

(注)適合通知書を一式添付してください。  
届出書は2部提出、受付後1部を返却します。

## 届出の方法

# 変更届出書

令和 年 月 日

さいたま市長

届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話( ) - \_\_\_\_\_

都市計画法第58条の2第2項の規定に基づき、届出事項の変更について届け出ます。

### 記

1	行為の場所	さいたま市 区
2	当初の届出 年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号
3	変更の内容	
4	変更部分に係る 行為の着手予定日	令和 年 月 日
5	変更部分に係る 完了予定日	令和 年 月 日

### 備考

- 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 届出者の氏名(法人にあってはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、  
押印を省略することができる。
- 3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

(注)適合通知書を一式添付してください。届出書は2部提出、受付後1部を返却します。

## 委任状

私は都合により \_\_\_\_\_  
を代理人と定め下記の行為の場所について  
都市計画法第58条の2に関する届出  
の手続を委任する。

記

1 行為の場所

さいたま市 区

令和 年 月 日

住 所

氏 名

印

## 届出の方法

### 名義変更届出書

令和 年 月 日

さいたま市長

新届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話( ) — \_\_\_\_\_

旧届出者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

電話( ) — \_\_\_\_\_

都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき届出を行った下記の行為について、届出者に変更があったので、届け出ます。

記

1	行為の場所	さいたま市
2	適合通知 年月日・番号	年 月 日 ・ 第 号

(注) 適合通知書を一式添付してください。  
届出書は2部提出、受付後1部を返却します。

地区計画についてのご質問、ご相談は下記までお問い合わせください。

北部都市・公園管理事務所 管理課

〒330-0843

さいたま市大宮区吉敷町1-124-1

TEL 048-646-3178

さいたま市 都市局都市計画部 都市計画課

〒330-9588

さいたま市浦和区常盤6-4-4

TEL 048-829-1403